

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第4回）検討結果

<p>(1) 危機管理 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (危機管理) 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (危機管理) 第●条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】 ●市は、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体としての対応を意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p> <p>【条例解説案】 ●市は、阪神淡路大震災以降も各地で発生している地震をはじめとする自然災害や凶悪犯罪など、いつ起きるか分からない不測の事態に常に備えて、市民、関係機関等との協力のもと危機管理体制の確立に努めることを定めています。「総合的」とは、市の組織全体として対応するため、調整機能を整備することを意味し、「機動的」とは、迅速かつ効率的な活動を意味しています。なお、本市では、防災体制に関しては、他の地方公共団体や民間企業等との間で、災害相互応援協定をはじめ、医療救護についての協定、避難場所等としての使用に関する協定、市内郵便局との協定、生活物資の調達、供給等に関する協定、応急復旧等に関する協定、LPガス等の供給に関する協定、燃料供給等に関する協定、防災コンテナによる緊急物資の輸送等に関する協定等を締結しています。</p>
<p>(2) 財務総則 (基本構想、条例案及び 条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】 ●市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (財務総則) 市長は、総合計画及び行政評価を踏まえた自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>【条例案】 (財政運営の基本方針) 第●条 市長は、総合計画を実現するための中・長期財政計画を定め、行政評価を踏まえて、財源を効果的・効率的に活用し、自主的かつ健全な</p>

	<p>財政運営を行わなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画及び事業の成果等の目標到達を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市の財政は、市民の税金等によって支えられていることを踏まえた財政運営の基本事項として、一定の期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化した総合計画やそれを実現するための財政計画を定めます。更にこれらの計画に基づく事業の成果等の目標到達度を明らかにし、次の計画や予算、その実施に反映させる行政評価に基づいて、財源を効果的・効率的に活用できるように自主的かつ健全な財政を確立することが必要であることを定めています。</p>
<p>(3) 予算編成・執行・決算 (基本構想、条例案及び条例解説案等)</p>	<p>【基本構想】</p> <p>●市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならないこと並びに予算の編成過程を含め市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならないこと及び予算の執行計画を策定しなければならないことを規定する。</p> <hr/> <p>【条例原案】 (予算編成、執行及び決算)</p> <p>市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市長は、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報の提供に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (予算編成、執行及び決算)</p> <p>第●条 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。</p> <p>3 市長は、予算の編成過程も含め、市民が予算及び決算を具体的に把握できるよう、分かりやすい情報を提供するものとする。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●第○条の財務総則と同様、予算の編成及び執行においても総合計画及び行政評価に基づくことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源（人材、自然、歴史、文化、地域活動など）や、経営資源（人・モノ・カネ・情報）を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。</p>

●地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。

【地方自治法】

(予算の執行及び事故繰越し)

第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

【地方自治法施行令】

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
- 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
- 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。

2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。

【生駒市予算規則】

(予算成立の通知)

第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。

(予算執行計画)

第9条 課長は、前条の規定により通知を受けたときは、速かにその所掌事務に係る予算執行に予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長に提出しなければならない。

2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。

3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。

●「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。

【条例解説案】

●第0条の財政運営の基本方針の趣旨に基づき、予算の編成及び執行に当たっては、実施計画及び行政評価を踏まえて行うことを定めています。また、地方自治法第2条第14項の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする「行政運営効率化の原則」の観点から、地域の諸資源(人材、自然、歴史、文化、地域活動など)や、経営資源(人・モノ・カネ・情報)を最大限活用して、予算を編成し執行することを確認するものです。

●地方自治法第220条第1項「予算の執行及び事故繰越し」、地方自治法施行令第150条「予算の執行及び事故繰越し」及び生駒市予算規則に基づき、予算執行を進めることを原則事項として定めています。

【地方自治法】

	<p>(予算の執行及び事故繰越し) 第220条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従つて予算の執行に関する手続を定め、これに従つて予算を執行しなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (予算の執行及び事故繰越し) 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従つて歳入歳出予算を執行すること。 <p>2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。</p> <p>【生駒市予算規則】 (予算成立の通知) 第8条 主管課長は、予算が成立したときは、課長に対して当該課の所掌事務に係る予算を通知するとともに、これを会計管理者に通知するものとする。</p> <p>(予算執行計画) 第9条 課長は、前条の規定により通知を受けたときは、速かにその所掌事務に係る予算執行に予算執行計画書(様式第1号)を作成し、主管課長に提出しなければならない。</p> <p>2 主管課長は、前項の予算執行計画書に基づき、必要と認めるときは、課長の意見を聴き予算執行計画を調整し、市長の決定を受けなければならない。</p> <p>3 主管課長は、決定された予算執行計画を直ちに課長及び会計管理者に通知するものとする。</p> <p>●予算の編成過程の情報に加えて、「予算に関する説明書」のほか、より具体的な予算説明資料や「歳入歳出決算に係る主要な施策の成果を説明する書類」の充実などにより、市民に予算及び決算の内容が分かりやすく理解できるような情報提供に努めるべきことを定めています。</p>
<p>(4) 財産管理 (基本構想、条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想案】 ●市長は、市の財産の適正な管理及び運用に努めなければならないこと並びに市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (財産管理) 市長は、市が保有する財産の適正な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p> <p>【条例案】 (財産管理)</p>

	<p>第●条 市長は、市が保有する財産の適正かつ計画的な管理及び運用に努めるとともに、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●市の財産の適正な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められており、また、同法第243条の3に基づき、市民に分かりやすい財政状況の公表を定めており、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。</p> <p>【地方自治法】 (担当事務)</p> <p>第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 (財政状況の公表等)</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●市の財産の適正で計画的な管理及び運用並びにその保有状況の情報請求に対する速やかな公開を市長に課しています。市有財産の管理は、地方自治法第149条等で財産の適正な管理及び効率的な運用が定められています。なお、市長は今後財産の管理計画の策定に努めるものとします。また、同法第243条の3に基づき、市民に分かりやすい財政状況の公表を定めており、本市では、「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙などで歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表しています。</p> <p>【地方自治法】 (担当事務)</p> <p>第149条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。 六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。 (財政状況の公表等)</p> <p>第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。</p>
<p>(5) 評価実施・評価方法検討 (基本構想、条例案及び条例解説案)</p>	<p>【基本構想案】</p> <p>●市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施すること及びその結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映すべきことを規定する。</p> <p>●市は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど常により良い方法で行うよう改善に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【条例原案】 (行政評価)</p>

	<p>市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 市長は、評価に当たっては、市民参画による評価を行うなど、常により良い方法で行うよう改善に努めなければならない。</p> <p>【条例案】 (行政評価)</p> <p>第●条 市長は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 市長は、市民参画による評価を行うなど、常に評価方法の改善に努めなければならない。</p> <p>【条例解説原案】</p> <p>●各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan (計画)・Do (実施)・Check (評価)・Action (改善・見直し) のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。</p> <p>●評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。</p> <p>●行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づくアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしています。</p> <p>【条例解説案】</p> <p>●各種の計画、予算、決算、事務内容などの項目ごとに評価することを定めるものです。行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標達成度などを明らかにするもので、そのためには、「Plan (計画)・Do (実施)・Check (評価)・Action (改善・見直し) のマネジメントサイクルを導入することが必要になります。</p> <p>●評価結果を公表することは、透明性の向上と市民のまちづくりへの関心を高めることにもつながり、その評価結果を事業の見直しや予算編成、施策の選択と集中などに反映させることを定めています。</p> <p>●行政評価の中でも、特に市の将来や市民に関係する重要なまちづくりの施策については、市民参画による評価システムを構築することが重要であることの規定です。「生駒市行政改革大綱」に基づくアクションプランにおいて、施策評価及び事務事業評価を導入し、予算制度と連携した行政評価システムの確立を図ることとしており、そのシステムの中で市民参画による評価を行い、課題等の適切な把握を行っていきます。</p>
<p>(6)市の役割 (基本構想、条例案及び条例解説案)</p>	<p>【条例原案】 (協働のまちづくりにおける市の役割)</p> <p>市は、自ら公共的サービス及び活動を提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス及び活動水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等により公共的サービス及び活動の提供が適正に行われることを調整するよう努める。</p>

【条例案】

(協働のまちづくりにおける市の役割)

第●条 市は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び市民等の活動の支援を通じて、市民等による公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。

2 市は、必要に応じて、市民等間の調整を行う役割を担う。

【条例解説原案】

●参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービス及び活動の提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービス及び活動の提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービス及び活動の提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

【条例解説案】

●参画と協働による市民自治社会の実現のためには、市が公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、今後は他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も多く登場すると考えられます。こうした場合に市は、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう調整する制度的仕組みを作る役割を中心に担うことになると考えられることに伴う規定です。なお、場合によっては、市が公共的サービス及び活動を維持する部分や強化する部分もあると考えられます。

●協働のまちづくりにおいては、市民、市民活動団体、事業者が行う公共的な活動を調整することが必要な場合もあると考えられ、それぞれの活動主体自身による自主的な調整が円滑に行われない場面においては、必要に応じて市が実質的な調整の役割を担うこととするものです。

